

答 申 第 441号

第 1 審議会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報について、非開示とした各決定は、妥当である。

第 2 審議会における判断および答申について

第 3に掲げる各非開示決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）は、審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対して行った個人情報の開示請求（以下これらを「本件各開示請求」という。）について、本件各開示請求の対象となる保有個人情報が存在しないこと、または保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報ではないことを理由としてそれぞれ非開示決定（以下これらを「本件各処分」という。）を行った事案であり、相互の事案に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過は、次のとおりである。

審査請求に至る経過		
審査請求①	開示請求日	平成28年 1月27日
	請求内容	平成27年〇月〇日〇：〇、〇〇〇〇〇にて、〇〇営業所職員〇〇〇〇の「私のミス」ですは、何に対してのミスであるか、わかる文書（以下「本件開示請求①」という。）
	決定通知日	平成28年 2月 9日
	決定内容	非開示決定（以下「本件非開示決定①」という。）
	非開示理由	請求にかかる行政文書を作成していないため。
	審査請求日	平成28年 2月15日
審査請求②	開示請求日	平成28年 2月10日
	請求内容	平成27年〇月〇日〇：〇、〇〇〇〇〇にて、〇〇営業所職員〇〇〇〇の「私のミス」ですは、何に対してのミスであるか、わかる文書の請求に対して調査課は、どのような方法で聴取したか、いつどこで聴取したかわかる文書（以下「本件開示請

	審査請求日	平成28年 6月13日
審査請求⑦	開示請求日	平成28年 5月27日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇の27年〇月～28年〇月の料金請求において、上下水道料金納入の願いを送付して来たが、理由は何か（以下「本件開示請求⑦」という。）
	決定通知日	平成28年 6月 8日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月13日
審査請求⑧	開示請求日	平成28年 6月 3日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇の平成27年〇月～平成28年〇月の料金に関して上下水道料金納入の願いを送付したものの控えを保管している部署がどこであるかわかる文書（以下「本件開示請求⑧」という。）
	決定通知日	平成28年 6月13日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月15日
審査請求⑨	開示請求日	平成28年 6月 3日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇の料金は、分割していた事実がわかるもの（以下「本件開示請求⑨」という。）
	決定通知日	平成28年 6月13日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月15日
審査請求⑩	開示請求日	平成28年 6月 3日
	請求内容	上下水道料金を分割して請求していた〇〇〇〇〇〇〇〇番号の取扱いはミスであるなら、その根拠を示すもの（以下「本件開示請求⑩」という。）
	決定通知日	平成28年 6月13日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月15日

審査請求⑪	開示請求日	平成28年 6月 3日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇の契約は存在している。根拠を示すもの（以下「本件開示請求⑪」という。）
	決定通知日	平成28年 6月13日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月15日
審査請求⑫	開示請求日	平成28年 6月 3日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇に関して、〇〇〇〇〇〇職員が、納入通知書の分割したものを弁護士宛に送付したことを知っていたが、知っている理由を示すもの（以下「本件開示請求⑫」という。）
	決定通知日	平成28年 6月13日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月15日
審査請求⑬	開示請求日	平成28年 6月 8日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇の28年〇月・〇月検針日の調整は、誰から誰に依頼したかわかる文書（以下「本件開示請求⑬」という。）
	決定通知日	平成28年 6月15日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月22日
審査請求⑭	開示請求日	平成28年 6月 8日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇の28年〇月検針は、水量認定であるなら、その根拠のわかる文書（以下「本件開示請求⑭」という。）
	決定通知日	平成28年 6月15日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月22日
審査請求⑮	開示請求日	平成28年 6月 9日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇は検針できませんと水量認定させ

		て頂くと投函された書面が入っていたが、誰に了承を伺っているのかわかる文書（以下「本件開示請求⑮」という。）
	決定通知日	平成28年 6月21日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月28日
審査請求⑯	開示請求日	平成28年 6月 9日
	請求内容	平成28年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇〇投カンされた書面は「立合いの上に検針」となっていたが、誰のことを指しているのかわかる文書（以下「本件開示請求⑯」という。）
	決定通知日	平成28年 6月21日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月28日
	審査請求⑰	開示請求日
請求内容		〇〇〇〇〇〇〇の納入通知の徴収（平成28年〇月～〇月）はいつ完了しているかわかる文書（以下「本件開示請求⑰」という。）
決定通知日		平成28年 6月23日
決定内容		非開示決定
非開示理由		請求者を本人とする情報ではないため。
審査請求日		平成28年 6月28日
審査請求⑱		開示請求日
	請求内容	〇〇〇〇〇〇〇の契約者氏名のわかる文書（以下「本件開示請求⑱」という。）
	決定通知日	平成28年 6月23日
	決定内容	非開示決定
	非開示理由	請求者を本人とする情報ではないため。
	審査請求日	平成28年 6月28日
審査請求⑲	開示請求日	平成28年 6月10日

請求内容	平成28年〇月～〇月の上下水道料金に説明をさせて頂きたいという書面は誰に説明したいのかわかる文書（平成28年〇月〇日に投カンされた書面（以下「本件依頼書面」という。））、〇営業所、〇〇）（以下「本件開示請求⑱」という。）
決定通知日	平成28年 6月23日
決定内容	非開示決定
非開示理由	請求にかかる行政文書を作成していないため。
審査請求日	平成28年 6月28日

第 4 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

契約者の情報を第三者に漏えいしていることは事実であるから監督責任として、ミスの内容が不存在であるはずがない。

(2) 審査請求②について

調査課は聴取しておらずどのような方法で聴取したかが決定には無い。作成しておらず不存在とはありえない決定である。

(3) 審査請求⑤について

弁明意見書はだれに送付したか。存在している。

(4) 審査請求⑱について

書面の投函の理由はあるから、不存在はない。

(5) 審査請求③、④及び⑥から⑭までについて

却下理由に請求者を本人とする根拠がない。

(6) 審査請求⑮及び⑯について

請求は本人でないとしたが、理由には根拠がない。

(7) 審査請求⑰及び⑱について

本人ではないとした根拠が、非開示理由にはない。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求①について

平成27年〇月〇日に〇〇〇〇〇にて、実施機関と審査請求人との話合い（以下「〇月〇日話合い」という。）が行われたが、その際の記録は作成しておらず、ミスの内容が分かる文書は存在しない。また、審査請求人の亡父名義の家屋に係る上下水道料金の支払いに関して、審査請求人の弟の分の納入通知書の送付先を弟が指定した弁護士に変更したことを審査請求人に伝えることについては、審査請求人の弟の了解を得ており、情報漏えいには当たらない。

2 審査請求②について

本件非開示決定①を行うに当たり、平成28年〇月〇日、名古屋市上下水道局総務部調査課（以下「調査課」という。）が電話にて名古屋市上下水道局経営本部営業部〇〇営業所（以下「〇〇営業所」という。）の担当主査に該当文書を作成していないことを確認しており、また、「〇月〇日話合い」の場に調査課職員も同席し、請求内容を把握していたため、文書による照会は必要ないと判断した上で本件非開示決定①を行った。本件非開示決定①に係る決裁の時には、〇〇営業所への合議を経ているが、〇〇営業所に対して聴取、確認したことについて記載した文書を作成していない。

したがって、本件開示請求②に係る文書は存在しない。

3 審査請求⑤について

〇〇営業所担当主査の氏名が記載されている文書は、一般的な行政文書としては存在している。しかし、審査請求人に係る保有個人情報として、〇〇営業所担当主査が誰であるか具体的に分かる文書は作成しておらず、非開示と判断した。

4 審査請求⑱について

本件依頼書面の宛名は、上下水道の使用者（契約者）（以下「契約者」という。）名義である審査請求人の亡父である。契約者が死亡していれば、通

常、契約に係る建物を使用管理している遺族又は関係者と話をすることになるが、具体的にそれが誰か分かる文書は作成しておらず、非開示と判断した。

5 審査請求③、④及び⑥から⑱まで（以下「審査請求③等」という。）について

実施機関におけるお客さま番号とは、契約者の氏名・住所・請求書送付先等各種情報を一元的に管理するために用いる識別番号である。15件の開示請求書に記載されたお客さま番号に該当する契約者は審査請求人ではなく、審査請求人によると審査請求人の亡父である。

契約者が死亡したのであれば、名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）や名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）等に基づき、契約者の異動を届け出なければならないことになっているが、審査請求人に対する再三の催促にもかかわらず契約者の変更はない。

また、上下水道料金の納入通知書を分割して送付することになった後も、審査請求人が支払うと主張している部分についての納入通知書の送付先は、従前の通り亡父名のままとするよう審査請求人の指示があったため、審査請求人の氏名となっていない。その他の情報においても、開示請求書に記載されたお客さま番号に係る個人情報、審査請求人を本人とする個人情報であると判断できるものはない。

第 6 審議会の判断

1 本件各開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件各開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

(1) ○○営業所の担当主査が、「○月○日話し合い」の際に、納入通知書の分割送付を一時的な措置として開始したことについて、「私のミスです」と発言（以下「本件発言」という。）した。また、その際に調査課も同席していた。

(2) 平成28年 1月27日、審査請求人は、本件開示請求①を行った。

(3) 同月29日、調査課は上記（1）のとおり、本件開示請求①に至る経過を承知していたため、対象文書の有無について○○営業所に対して文書による照会を行わず、電話にて確認した。

- (4) 同年 2月 9日、実施機関は、本件開示請求①に対して、調査課において起案を行い、〇〇営業所の合議を経た上で本件非開示決定①を行った。
- (5) 同月15日、審査請求人は、本件非開示決定①を不服として、名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求①を行った。
- (6) 同月18日、実施機関は、当審議会に対して、審査請求①に係る弁明意見書を提出し、同月24日、当審議会は、当該弁明意見書の写しを審査請求人に送付した。
- (7) 同月26日、〇〇営業所は、審査請求人の亡父に宛て、本件依頼書面を投函した。
- (8) 同月27日、審査請求人は、審査請求①に係る弁明意見書の写しに基づき、本件開示請求⑤を行った。
- (9) 同年 6月10日、審査請求人は、本件依頼書面の記載内容に基づき、本件開示請求⑯を行った。

2 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 審査請求①、②、⑤及び⑱について
審査請求人が開示を求めている保有個人情報が存在するか否か。
- (2) 審査請求③等について
審査請求人が開示を求めている保有個人情報が、自己を本人とする保有個人情報に該当するか否か。

3 本件各処分について

- (1) 審査請求①について
- ア 実施機関は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は存在しないと主張するので、この点について判断する。
- イ 法令等で作成が義務付けられていない個別具体的な事案の話合いの記録の作成については、一般的に、行政機関がその必要性に応じて行うも

のであると考えられる。

本件発言を記載した記録が、審査請求人が開示を求めている保有個人情報に該当するものと考えられるが、上記 1 (1)のとおり、本件発言は、「〇月〇日話合い」の一連のやり取りの中でなされたものであり、本件発言も含めて、事務を行うに際して「〇月〇日話合い」の記録を作成する必要はないと実施機関が判断したものと認められる。

また、当該記録は、法令等で作成が義務づけられたものではないことから、本件発言がされた際のやり取りについて、記録を作成していないため不存在である、との実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

ウ なお、審査請求人は、ミスの内容が不存在であることは有り得ない、と主張しているが、これは具体的な文書が存在すべき事情を述べるものとは認められない。

エ 以上のことから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は存在しないと認められる。

(2) 審査請求②について

ア 実施機関は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は存在しないと主張するので、この点について判断する。

イ 上記 1 (3)及び (4)で述べたとおり、調査課は本件開示請求①に至る経緯を承知していたため、文書による照会ではなく〇〇営業所に対象文書の有無を電話により確認することとし、この電話の記録を残す必要はないと判断した上で、これに代えて、〇〇営業所を含めて決裁手続を行うことにより、対象文書が存在しない旨の本件非開示決定①を行ったと認められる。

したがって、本件開示請求①に係る保有個人情報の有無について、〇〇営業所に対して聴取、確認した記録を残しておらず、請求に係る文書を作成していない、との実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

ウ また、審査請求人の主張は、実施機関の決裁手続の過程に疑義を示すものであるが、具体的な文書が存在すべき事情を述べるものとは認めら

れない。

エ 以上のことから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報には存在しないと認められる。

(3) 審査請求⑤について

ア 実施機関は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は存在しないと主張するので、この点について判断する。

イ 条例第18条第1項による個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に対して行うものである。

ウ 本件開示請求⑤の趣旨は、審査請求人に送付された審査請求①に係る弁明意見書の写しの記載内容に関する質問であると認められる。

しかし、審査請求人の個別具体的な疑問に対する回答を、一般的に、事前に行政機関が想定して行政文書として準備し、審査請求人に係る個人情報として保有することは考えにくい。

エ また、審査請求人は、審査請求人が疑問を抱いた記載がなされた文書の存在を主張するのみであり、具体的な文書が存在すべき事情を述べるものとは認められない。

オ 以上のことから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は存在しないと認められる。

(4) 審査請求⑨について

ア 実施機関は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は存在しないと主張するので、この点について判断する。

イ 審査請求人は、本件依頼書面の記載内容に関する質問をしているものと認められる。

ウ しかし、上記(3)ウで述べたとおり、審査請求人の個別具体的な疑問に対する回答を、一般的に、事前に行政機関が想定して行政文書として準備し、審査請求人に係る個人情報として保有することは考えにくい。

エ また、上記 1 (7) で述べたとおり、本件依頼書面の宛名は、審査請求人の亡父とのことであるから、本件依頼書面は、審査請求人に宛てられた文書とは認められない。

オ さらに、本件依頼書面の宛名の人物が死亡している場合に、本件依頼書面に関して誰に説明するのかを記載した文書を作成していない、とする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

カ なお、審査請求人は、本件依頼書面の投函理由があると主張するが、これは、具体的な文書が存在すべき事情を述べるものとは認められない。

キ 以上のことから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報には存在しないと認められる。

(5) 審査請求③等について

ア 実施機関は、本件開示請求③、④及び⑥から⑱まで（以下「本件開示請求③等」という。）に係る保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと主張するので、この点について判断する。

(ア) 請求に係る上下水道契約のお客さま番号は、実施機関によると、審査請求人名義の契約に係る番号ではないとのことから、審査請求人は契約者本人ではないと認められる。

(イ) また、当審議会の調査によると、実施機関は、実施機関が定める営業事務手続において、契約者と生計を一つにしている同居の親族等からの問合せ等があった場合、現に契約者とともに料金を負担している上下水道の利用者（以下「同居親族等」という。）であると認められるため、契約者本人と同等の者として、一定の確認を経た上で対応していることから、本件開示請求③等に係る保有個人情報が、同居親族等の個人情報として認められるか検討する。

(ウ) 実施機関によると、審査請求人から実施機関に、契約者は審査請求人の亡父であるとの申出があったとのことから、審査請求人と死亡した契約者が生計を一つにしているとは考えられない。したがって、仮に実施機関が定める営業事務手続を踏まえたとしても、審査請求人は、

同居親族等として、契約者本人と同等の者とは認められないことは明らかである。

(エ) 以上のことから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められない。

イ なお、本件開示請求③等は、死者の個人情報の開示を求めるものとは認められないが、本件開示請求③等に係る保有個人情報の本人（以下「当該本人」という。）が死亡しており、審査請求人は当該本人の子であることから、審査請求人が、本件開示請求③等に係る死者の保有個人情報の開示請求をし得るかについて判断する。

(ア) 条例第 2 条第 1 号は、個人情報の定義を「個人に関する情報」と定めており、生存する個人に関する情報に限っていないため、既に死亡している個人に関する情報も含めて、保護されるべき個人情報としていと解される。

したがって、条例第18条第 1 項において、開示請求権は「自己を本人とする保有個人情報」に対して認められており、通常は遺族であっても、死者に関する個人情報の開示請求権はないものと解される。

(イ) ただし、何らかの特別な利益が審査請求人に認められる場合、開示請求を認める余地があると解されるので、この点について検討する。

(ウ) 特別な利益が認められる例としては、当審議会における答申を受けて改正された名古屋市個人情報開示、訂正、消去・利用停止事務取扱要綱が、死者の個人情報に関して、医療・介護関係情報に限って開示請求を認めている。ここにおいて、開示請求できる者の範囲は、父母、配偶者、子、祖父母及び孫とされ、これらの者が死亡している等存在しない場合は、法定相続人が開示請求できるものとされている。

(エ) しかし、本件開示請求③等に係る保有個人情報は、死者の上下水道の契約に関する情報であり、死者の医療・介護関係情報とは認められない。

(オ) また、審査請求③等に係る審査請求書の記載事項には、本件開示請求③等に係る死者の保有個人情報を遺族が開示を受けることに、死

者の医療・介護情報と同等以上の特別な利益があるとの訴えが記載されているとは認められない。

さらに、審査請求人は実施機関の弁明書への反論をせず、意見陳述も行わなかったため、審査請求書の他に審査請求人からの、この点についての主張は認められない。

(カ) したがって、審査請求人が当該本人の遺族であったとしても、当該本人の保有個人情報の開示を受けることによる特別な利益は認められないので、本件開示請求③等に係る保有個人情報の開示請求をすることはできない。

ウ 以上のことから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、自己を本人とする保有個人情報に該当しないと判断する実施機関の判断は、結論において妥当であると認められる。

3 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の付言

1 開示請求への対応について

本件開示請求⑤及び⑨のように、個人情報開示請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、開示請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、開示請求者に係る個人情報として保有することは考えにくいものである。

したがって、実施機関は、開示請求者に条例第19条第 3項に基づく補正を求めることにより、開示請求の趣旨を確認し、真に、実施機関の保有個人情報の開示を求めるものであるのかを明らかにした上で、開示請求に係る決定等を行うべきである。

2 審査請求への対応について

本件各審査請求は、審査請求の形式をとっているものの、審査請求書に記載された審査請求の理由が不明確であり、どのような権利利益の救済を求めているのかが判然としなかったため、審議内容、審議方法の検討に時間を要した結果、迅速かつ効率的な審議ができず、円滑な不服審査に支障を来たすこととなった。

したがって、審査請求書に記載されている審査請求の趣旨及び理由が不明確である場合、審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づく補正命令を行うことにより、審査請求の趣旨及び理由を明確にするべきである。

第 8 審議会の処理経過

審査請求	年月日等	処理内容
審査請求①	平成28年 3月14日	諮問書の受理
	同年 3月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	同年 5月18日	実施機関の弁明意見書を受理
	同年 5月24日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付、併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
	同年 6月 9日	意見陳述等申出書を受理
	平成29年 7月14日 (第228回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
	同年 8月18日 (第229回審議会)	調査審議
	同年 9月15日 (第230回審議会)	調査審議
	同年10月20日 (第231回審議会)	調査審議
	同年11月10日 (第232回審議会)	調査審議
	同年12月20日	答申
審査請求②	平成28年 4月 8日	諮問書の受理
	同年 4月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	同年 9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
	同年10月 4日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付、併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

	同年10月27日	意見陳述等申出書を受理
	平成29年 7月14日 (第228回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
	同年 8月18日 (第229回審議会)	調査審議
	同年 9月15日 (第230回審議会)	調査審議
	同年10月20日 (第231回審議会)	調査審議
	同年11月10日 (第232回審議会)	調査審議
	同年12月20日	答申
審査請求③ から⑯	平成28年 8月17日	諮問書の受理
	同年11月29日	実施機関の弁明書を受理
	同年12月 9日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
	平成29年 7月14日 (第228回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
	同年 8月18日 (第229回審議会)	調査審議
	同年 9月15日 (第230回審議会)	調査審議
	同年10月20日 (第231回審議会)	調査審議
	同年11月10日 (第232回審議会)	調査審議
	同年12月20日	答申